

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第46号

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（平成20年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第9条に規定する必要な措置その他の事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。</p> <p>(立入調査等)</p> <p><b>第19条</b> 略</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第9条に規定する必要な措置その他の事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする<u>とともに、法第10条第1項の登録の基準等について定めるものとする。</u></p> <p>(立入調査等)</p> <p><b>第19条</b> 略</p> <p><u>(第一種動物取扱業の登録の基準)</u></p> <p><b>第19条の2</b> 知事は、法第12条第1項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>法第10条第1項の登録を拒否しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p>(3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用し</u></p>

改正前	改正後
	<p>ている者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(8) 役員等（法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p><b>第19条の3</b> 前条の規定は、法第13条第1項の更新について準用する。この場合において、前条第1項各号列記以外の部分中「法第12条第1項に規定する場合のほか」とあるのは「法第13条第2項の規定により準用する法第12条第1項に規定する場合のほか」と、「法第10条第1項の登録」とあるのは「法第13条第1項の更新」と、同条第2項中「登録」とあるのは「更新」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、法第14条第1項の規定による届出について準用</p>

改正前	改正後
	<p>する。この場合において、前条第1項各号列記以外の部分中「<u>法第12条第1項に規定する場合のほか</u>」とあるのは「<u>法第14条第4項の規定により準用する法第12条第1項に規定する場合のほか</u>」と、「<u>法第10条第1項の登録</u>」とあるのは「<u>法第14条第1項の規定による届出</u>」と、同条第2項中「<u>登録</u>」とあるのは「<u>届出</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>第一種動物取扱業の登録の取消し等</u>)</p> <p><b>第19条の4</b> 知事は、<u>法第19条第1項各号に掲げる場合のほか、第一種動物取扱業者が第19条の2第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p>2 <u>第19条の2第2項の規定は、前項の規定による登録の取消し等について準用する。</u></p>

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。